

幼保連携型認定こども園認可基準(案)

項目	基準の概要
○学級の編制及び職員に関する基準	
学級の編制の基準	満3歳以上の園児(保育認定の有無を問わない)について、学級編成する。 学級の園児数 原則、35人以下とする。
職員	職員 <必置> 園長、保育教諭等(専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭)、調理員(調理業務の全部を委託する場合を除く) <努力義務> 副園長・教頭、養護教諭等、事務職員 職員数(配置基準) 教育・保育に直接従事する職員の数は基準(国において検討中)以上の員数とする。
○設備に関する基準	
園舎及び園庭	園舎・園庭(屋外運動場、屋外遊戯場)は必置 園舎面積 ・幼稚園基準を満たすこと。 満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分は除く 園庭面積 ・面積は以下の面積()を合計した面積以上 満3歳以上の園児に係る幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積 満2歳の子どもについて、保育所基準による面積 ・設置場所 園舎と同一の敷地内、隣接地が原則
園舎に備えるべき設備	備えるべき設備(必置) ・保育室・遊戯室(兼用可) 保育室(満3歳以上の園児に係るもの)の数は学級数を下回ってはならない。 ・職員室・保健室(兼用可) ・乳児室又はほふく室(満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る) ・便所、調理室(自園調理の場合)、飲料用設備、手洗用設備、足洗用設備 給食の外部搬入(満3歳以上児)の場合は、自園で必要な加熱、保存等に必要調理機能設備を備えた調理室で可 備えるべき設備(努力義務) ・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室 園舎の設置階 ・2階建て以下を原則とする(例外規定あり)。 保育室等の設置階 ・1階に設置することを原則とする(例外規定あり)。
設備の面積	[保育室又は遊戯室]...1人につき1.98㎡以上 [ほふく室]...ほふくする子1人につき3.3㎡以上 [乳児室]...ほふくしない子ども1人につき1.65㎡以上
○運営に関する基準	
教育及び保育を行う期間及び時間	教育週数 ・39週を下回らない。 教育時間 ・1日あたり4時間とする。 教育・保育時間 ・1日あたり8時間とする。
食事の提供	保育を必要とする園児 ・自園調理による食事の提供(満3歳以上は外部搬入可) 保育を必要としない園児 ・食事の提供可(満3歳以上は外部搬入可)
子育て支援事業	・子育て支援事業の内容を規定 具体的な内容については、国において今後検討。
掲示	・建物、敷地の公衆の見やすいところに、認定こども園である旨掲示すること。

参考 幼稚園の基準	参考 保育所の基準
○学級の編制及び職員に関する基準	
学級編成が前提 学級の園児数 原則、35人以下とする。	学級編成の規定なし
職員 <必置> 園長、主幹教諭、指導教諭、教諭、学校医、歯科医、薬剤師 各学級に専任教諭等を1人置く。 <努力義務> ・養護教諭、事務員等 職員数(配置基準) ・規定なし	必置職員 ・保育士、嘱託医、調理員(調理業務全委託の場合を除く) 職員数(配置基準) ・保育士数は、乳児3人につき1人、1,2歳児 6人につき1人、3歳児 20人につき1人、4,5歳児 30人につき1人以上。(常時2人以上必要)
○設備に関する基準	
園舎面積 ・学級数に応じた基準 1学級 180㎡、2学級 320㎡、3学級以上 1学級につき+100㎡ 運動場(必置)面積 ・学級数に応じた基準 1学級 330㎡、2学級 360㎡、3学級以上 1学級につき+80㎡ ・設置場所 園舎と同一の敷地内又は隣接地が原則	園舎面積 ・規定なし 屋外遊戯場(満2歳以上の幼児を入所させる場合) ・入所者1人あたりの面積基準 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 ・設置場所 付近の適当な場所で代替可(条件あり)
備えるべき設備(必置) ・保育室、遊戯室(兼用可) ・職員室・保健室(兼用可) ・便所・飲料水用設備・手洗用設備・足洗用設備 備えるべき設備(努力義務) ・給食施設 ・放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室 園舎の設置階 ・2階建て以下を原則とする。	備えるべき設備 ・保育室又は遊戯室、便所(原則) 満2歳以上の幼児を入所させる場合 ・乳児室、ほふく室、医務室、便所 満2歳未満の乳幼児を入所させる場合 ・調理室(共通) 給食の外部搬入(満3歳以上児)の場合は、自園で必要な加熱、保存等に必要調理機能設備を備えた調理室で可 園舎の設置階 ・規定なし 保育室等の設置階 ・乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の3階以上の設置可。 2階以上に置く場合は、待避設備等について基準を満たすことを原則とする。
	[保育室又は遊戯室]...1人につき1.98㎡ [乳児室]...ほふくする子ども1人につき1.65㎡ [ほふく室]...ほふくしない子ども1人につき3.3㎡
○運営に関する基準	
教育週数 ・39週を下回らない。 教育時間 ・1日あたり4時間とする。	開所時間 1日あたり11時間とする。 保育時間 1日あたり8時間とする。
・食事の提供範囲、提供範囲に関する規定なし(外部搬入や弁当の持参可)	・自園調理による食事の提供(3歳以上は外部搬入可、公立保育所については、構造改革特別特区認定を受けた場合のみ、満3歳未満の給食の外部搬入可)
・学校教育法に基づき家庭及び地域における教育の支援に努める。	児童福祉法に基づき、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。